

令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付金（10万円） とこども加算（5万円）について

デフレ完全脱却のための総合経済対策における新たな物価高騰対策として、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯において令和6年度新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

また、給付対象世帯内に、18歳以下の児童がいる場合は児童1人あたり5万円を給付します。

【まずは確認ください！】

令和5年度の住民税非課税等世帯給付金として、南大東村より7万円または10万円の給付金を受け取った世帯は、令和6年度の給付金は対象外です。

南大東村以外の市区町村から同様の給付金を受け取った場合も対象外です。

※給付対象世帯であったが、給付申請をしなかった世帯、給付を辞退された世帯も対象外となります。

給付対象となる世帯

○令和6年6月3日時点で南大東村に住民登録があり、新たに世帯全員が令和6年度住民税非課税となる世帯（定額減税適用前）

○令和6年6月3日時点で南大東村に住民登録があり、新たに世帯全員が令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯（定額減税適用前）

※以下の世帯は対象外となります。

- ・世帯の中に未申告のかたがいる場合は対象外です。
- ・世帯全員が令和6年度の住民税が課税されているかたに扶養されている世帯、または専従者である世帯は対象外です。ここでいう「扶養」とは税法上の扶養のことを指します。
- ・令和6年1月2日以降に海外から入国したかたは、令和6年度住民税の課税対象ではないため、令和6年1月2日以降に海外から入国したかたのみで構成される世帯は対象外です。
- ・上記の場合以外にも対象外となる場合があります。

給付額

- ・ 1世帯につき 10 万円
- ・ 同一世帯に 18 歳以下（平成 18 年 4 月 2 日生まれ以降）の児童がいる場合、対象児童 1 人につき 5 万円が加算されます。

※「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和 5 年法律第 81 号）により、本給付金は所得税等を課されず、また差し押さえることはできません。

申請方法

- ・ 対象者には申請書を郵送しますので申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに南大東村総務課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ・ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認しご指定の口座に振り込みます。
- ・ 申請開始日は発送をもって開始となります。

※個別に窓口相談が必要な世帯（申請書が届かないかた）

- ・ 令和 5 年 12 月 2 日以降、転入したかたがいるため、南大東村で住民税の課税情報が確認できない世帯
- ・ 令和 6 年 1 月 2 日以降、課税されていた世帯主、または世帯員が転居、転出した場合
- ・ 令和 6 年 1 月 2 日以降、扶養主の死亡、離婚等により、非課税または均等割のみ課税世帯となった場合
- ・ 令和 5 年分の収入を申告していない、または遅れて申告をした場合など

申請受付期限

令和 6 年 10 月 18 日（金）まで

問い合わせ先

南大東村総務課 低所得世帯給付金係

TEL 09802-2-2001